

狩猟鳥獣の法的な定義等

1. 狩猟鳥獣の定義

鳥獣保護管理法第2条第7項

この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

※鳥獣の管理：「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」（鳥獣保護管理法第2条第3項）

2. 現行の狩猟鳥獣

鳥類 28 種類			
1	カワウ	15	コジュケイ
2	ゴイサギ	16	ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く）
3	マガモ	17	キジ
4	カルガモ	18	バン
5	コガモ	19	ヤマシギ（アマミヤマシギ除く）
6	ヨシガモ	20	タシギ
7	ヒドリガモ	21	キジバト
8	オナガガモ	22	ヒヨドリ
9	ハシビロガモ	23	ニューナイスズメ
10	ホシハジロ	24	スズメ
11	キンクロハジロ	25	ムクドリ
12	スズガモ	26	ミヤマガラス
13	クロガモ	27	ハシボソガラス
14	エゾライチョウ	28	ハシブトガラス

獣類 20 種類			
1	ノウサギ	11	イタチ（オスに限る）
2	ユキウサギ	12	シベリアイタチ（長崎県対馬市以外の個体群に限る）
3	タイワンリス	13	ミンク
4	シマリス	14	アナグマ
5	ツキノワグマ	15	ハクビシン
6	ヒグマ	16	イノシシ
7	アライグマ	17	ニホンジカ
8	タヌキ	18	ヌートリア
9	キツネ	19	ノイヌ
10	テン（ツシマテンを除く）	20	ノネコ

3. 見直しに係る考え方

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（抜粋）
〈令和3年環境省告示第69号〉

I 第四 1

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

狩猟鳥獣は、以下の 1) 及び 2) の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。
 - ① 当該鳥獣の保護の観点
 - ② 生物多様性の確保の観点
 - ③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する。

国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

イ 保護及び管理の考え方

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。